英国のEU離脱とロンドン国際金融センターの未来



経済研究部上席研究員伊藤さゆり ito@nli-research.co.jp

1 ―― 始まった英国のEU離脱手続き

17年3月29日、英国のメイ首相が欧州連 合(EU)に離脱の意思を通知し、EU基本条 約第50条の手続きが始動した。同条に基づ けば、英国を除く27カ国が期限延長で全 会一致しない限り、英国は19年3月29日を もってEU加盟国としての地位を失う。

英国は、財・サービス・資本・人の移動 の自由を原則とする「単一市場」からも、域 内関税ゼロ、共通域外関税、共通通商政策 からなる「関税同盟」からも離脱し、EUと は包括的自由貿易協定(FTA)を締結する 方針だ。

メイ首相は、離脱意思を告げる書簡で、 離脱に関わる協定の協議と並行してFTA 協定についても協議、離脱までに大枠で 合意し、離脱と同時に「導入期間」に入るこ とで、ビジネス環境の激変を回避したいと いう意向を示した[図表1-英国案]。

しかし、メイ首相の書簡の受理から2日 後にEU側が示したのは、離脱協定の協議 が十分進展したと判断した段階で、FTA協 定の準備協議に入り、英国がEUを離脱し、 第3国になってから、公式協議に入るという 「段階的アプローチ」だった「図表1-EU案]。 EU側も、離脱に伴う英国とEUの間のビ

ジネス環境の激変は回避すべきとの立場 では一致する。しかし、その方法として想 定するのは離脱と新協定の発効をつなぐ 期間限定の「つなぎ協定」の締結だ。つな ぎ協定の期間中は、EU法や予算上の義務、 監督体制を適用する。離脱したものの、国 民投票のキャンペーン期間中に離脱派が 主張した立法権やEUに拠出する財源は、 ただちには取り戻せない訳だ。

包括的なFTAについても、EUは「加盟国 と同等の権利やベネフィットは享受でき ない」と釘を刺す。

EUは、単一市場と残るEU27カ国の結 束を優先し、英国に厳しい条件を突きつ けた。

協議の難航は必至の情勢だ。

2 ―― ロンドン国際金融センターの今

英国には、国際金融センター・ロンドン を中心に多様な金融機関とその活動をサ ポートする専門サービス業からなる集積 が形成されている。

ロンドンは、ニューヨークと並ぶ真にグ ローバルで総合的な金融センターである。 英国のシンクタンクZ/yenが、定量評価と 定性評価に基づいて、半期毎に作成してい

るグローバル金融センターのランキング でもロンドンはニューヨークを抑えて、世 界第1位の座をキープしてきた。

英国経済にとって、金融・専門サービス 業は重要だ。金融サービス業と専門サー ビス業は合わせて英国内で全体の7.3% に相当する221.5万人の雇用を生み出し ている。粗付加価値(GVA)では全体の 10.7%を占める。地域的にはロンドンに 雇用では英国全体の3分の1ほど、GVAで は半分弱が集中する。

金融サービス業からの税収は15年度 時点で英国の全税収の11.5%を占める。

英国の金融サービス貿易の黒字額は世 界最大であり、財収支の赤字の拡大を部 分的に相殺してきた。

3-- EU離脱のロンドン国際金融 センターへの影響

英国のEU及び単一市場からの離脱に対 応して、在英国の金融・専門サービス業は EU圏内への一部機能の移管という対応 を迫られる見通しだ。

離脱によって、英国から、単一の規制体 系の下で、規制当局からの単一の承認によ り、対象地域内で金融サービスを提供する 自由を認める「シングル・パスポート」を利 用したEU圏内へのサービス提供ができな くなるからだ。

英国政府は今年2月に公表した「離脱白 書 で、EUとのFTAでは、金融サービス分 野では「可能な限り自由な取引」を目指す 方針を掲げた。EUが域外の第3国の規制 や監督体制がFUと同等を認め単一市場 へのサービスの提供を認める「同等性評

[図表1]英国案とEU案が想定する離脱協定及び包括的FTA協定協議の流れ

資料:メイ首相書簡(17年3月29日)、EU首脳会議EU離脱協議ガイドライン草案(17年3月29日)





早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了。 87年日本興業銀行入行、調査部シニアエコノミストを経て 01年ニッセイ基礎研究所、12年より現職。 主な著書に『FU分裂と世界経済危機』(NHK出版新書)など。

価 | や、金融監督面での「相互協力協定 | な どの代替措置をベースに、「シングル・パス ポート」に近い特別な協定をまとめたいと の意向が感じられる。

しかし、EU側は、交渉のガイドラインで、 単一市場への産業毎の参加は認めないと した。

他方、現存する代替措置には限界がある。 例えば、同等性評価は、シングル・パスポー トのように業務を横断的にカバーする制 度ではなく、預金や貸出、資産運用など対 象外の業務もある。EUが対象国の規制に 逸脱が生じたと判断した場合には、予告な く取り消すなど、安定性にも問題がある。

離脱後の英国からFU域内への金融 サービス提供の自由度は、確実に今よりも 狭まり、安定性も低下する。

その影響を最も受けるのは、英国当局 が発行した様々な種類のパスポートを 活用して、単一市場圏内の顧客を対象に、 ホールセールの投資銀行業務を大規模に 展開している金融機関である。専門性の 高い投資ファンドも影響を受ける。このた め、英国や欧州大陸を母国とする金融機 関以上に米国系の金融機関の動向が注目 されている。

単一市場圏内でのパスポート取得のた めに、拠点の新設や増強を行なう場合、認 可には1年半程度の時間が必要とされる。 在英国金融機関は、EUとの協議の結果を 待たず、他の業界に先駆けて、FU離脱に備 えた体制整備に動き出すと見られる。

英国のEU離脱を受けて、金融・専門サー ビス業がEU圏内に一部の機能を移すこと につながれば、英国の成長と雇用、税収に 影響が及ぶ。

16年6月の国民投票後に大きく減価し たポンド相場にも減価圧力が加わりやす い状態が続くことになる。

— 欧州の金融都市の市場間競争

英国で活動する金融機関の一部業務の 移転先としては、フランクフルト、パリ、ア ムステルダム、ダブリンなどが有力視され ている。

フランクフルトは、都市としての規模は 大きくないが、欧州最強の経済力を誇るド イツの金融都市であり、ユーロの番人であ り、ユーロ参加国銀行の一元的銀行監督 機能を担う欧州中央銀行(ECB)の本拠地 である。金融監督機関のドイツ連邦金融 監督庁(Bafin)と中央銀行のドイツ連銀は、 英国のEU離脱に対応して移転を希望する 金融機関の受け入れ体制を強化している。

パリは、ユーロ圏第2位のフランスの首 都であり、ロンドンからの金融機関の誘致 にも強い意欲を示している。今後の役割 の強化が期待されるEUの証券市場監督庁 (ESMA)も立地する。都市としての規模は4 つの候補都市で最大だ。だが、税率や労働 規制などのコストの高さがネックとされる。

アムステルダムはオランダの首都であり、

金融都市で、欧州の物流のハブの役割も 担う。英語の通用度が高く、多国籍企業に は軽減税率が適用され、高度な技能を持 つ外国人材の受け入れにも積極的だ。

ダブリンは、英国に隣接するアイルラ ンドの首都である。法人税率は12.5%と ユーロ圏内で最も低く、英語が第2公用語 であることから、多くの外国企業、とりわ け米国企業、IT企業や製薬企業の投資先 として選ばれている。

候補都市はそれぞれに優位性があるが、 英国の金融センター機能を代替するキャ パシティー、規制や税制面での優位性、監 督機関への信頼感などの総合力を備えた 都市はない。移転先は、個々の金融機関の 判断により、フランクフルト、パリ、アムステ ルダム、ダブリンなどに分散する見通しだ。

EUには、金融・専門サービスの分厚い 集積を形成し、金融監督面でも豊富な経 験を有する英国との間に壁が出来る不利 益も生じる。

英国の離脱を巡っては協議がまとま らないままの無秩序な離脱の懸念も燻 る。だが、強秩序立った離脱とEUの金融市 場の統合深化を実現できなければ、英国、 EUともグローバルな競争の敗者となりか ねない。

[図表2]ロンドンと移転候補先都市の比較 資料:欧州委員会統計局、Z/yen、世界銀行

| | 規模 | ランキング | | 税率等 | |
|---------|-----------------|----------------------------------|----------------|-------|------------------------------------|
| | 人口 万人 | Z /yen グローバル 金融センター | 世界銀行 ビジネス環境 | 法人税率 | 労働への税の くさび ※税・社会保険料負担 |
| ロンドン | 861 | 1 | 7 | 20.0% | 30.8% |
| フランクフルト | 72 | 23 | 17 | 30.0% | 49.4% |
| パリ | 673 | 29 | 29 | 33.3% | 48.5% |
| アムステルダム | 104 | 40 | 28 | 25.0% | 36.2% |
| ダブリン | 132 | 33 | 18 | 12.5% | 27.5% |